

これだけは知っておきたい

電気工事業を営む皆さんの手引き

令和6年10月改訂版

この手引きは、電気工事業を営む皆さんにぜひ知っておいていただきたい法律「電気工事二法」の手引きとして作成したものです。

記載してある内容は要点のみにとどめていますので、不明な点がありましたら下記あてにお尋ねください。

問合せ先（担当）

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
都庁第二本庁舎 20階北側

東京都 環境局 環境改善部 環境保安課 火薬電気担当
電話 03-5388-3553（ダイヤルイン）

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/safety/electric/>

目次

電気工事業を営む皆さんの手引きについてP.1

第1章 電気工事二法のあらまし

電気工事に係る主な用語の解説P.2

「電気工事士法」における遵守事項P.9

「電気工事業法」における遵守事項 P.11

第2章 連絡先等

電気工事業関係の相談・問合せ先 P.24

電気工事業を営む皆さんの手引きについて

電気工事業者は、「電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）」及び「電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和 45 年法律第 96 号。以下、「電気工事業法」という。）」の法令で定められた事項を遵守しなければなりません。

「電気工事士法」は、電気工事の作業に従事する者の資格及び義務を定め、電気工事の欠陥による災害の発生の防止に寄与することを目的としています。

また、「電気工事業法」は、電気工事業を営む者の登録等及びその業務の規制を行うことにより、需要家の設置する一般用電気工作物等及び自家用電気工作物による感電、電気火災、電波障害等の機縁及び障害の発生を防止し、その業務の適正な実施を確保し、一般用電気工作物等及び自家用電気工作物の保安の確保に資することを目的としています。

この手引きは、電気工事業を営む皆さんにぜひ知っておいていただきたい2つの法律「電気工事士法」及び「電気工事業法」（いわゆる、「電気工事二法」）の手引きとして作成したものです。ご活用いただければ幸いです。

第 1 章 電気工事二法のあらまし

電気工事二法に係る主な用語の解説

本手引きで使用する電気工事二法に係る主な用語の解説です。

電気工作物に係る用語の解説

電気工作物

電気工作物は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）上、発電、蓄電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物（船舶、車両又は航空機に設置されるものその他の政令で定めるものを除く。）の総称です。この電気工作物は、用途、受電電力及び電圧により区分されます。

まず、電気工作物は、事業用電気工作物と一般用電気工作物（電気事業法第 38 条第 1 項に規定する一般用電気工作物をいう。以下同じ。）に大きく区分されます。事業用電気工作物の内訳として、電気事業（一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業、一部の発電事業）の用に供する電気工作物と自家用電気工作物に分類されます。電気工作物のうち、一般用電気工作物等（一般用電気工作物及び小規模事業用電気工作物（電気事業法第 38 条第 3 項に規定する小規模事業用電気工作物をいう。以下同じ。））及び自家用電気工作物（小規模事業用電気工作物、発電所、変電所、最大電力 500kW 以上の需要設備を除く。）の電気工事を業として行うためには、電気工事業の登録が必要です。なお、ここでいう需要設備とは、電気を使用するために、その使用の場所と同一の構内（発電所又は変電所の構内を除く。）に設置する電気工作物のことをいいます。

一般用電気工作物等

一般用電気工作物等とは、一般用電気工作物及び小規模事業用電気工作物をいいます。

一般用電気工作物とは、電圧 600V 以下で受電し、その受電場所と同一の構内で電気を使用する電気工作物です。

一般的には、一般家庭、商店等の屋内配電設備などの電気工作物が該当します。また、小規模発電設備（電圧 600V 以下。以下同じ。）のうち、10kW 未満の太陽電池発電設備も一般用電気工作物に含まれます。

ただし、電圧 600V 以下の低圧で電気を使用する電気工作物であっても、電圧 600V を超える高圧で受電する中小ビル等の電気工作物は、一般用電気工作物ではないので注意が必要です。

小規模事業用電気工作物とは、小規模発電設備のうち、出力 10kW 以上 50kW 未満の太陽電池発電設備及び出力 20kW 未満の風力発電設備のことをいいます。

なお、電気事業法及び電気工事二法が改正され、令和 5 年（2023 年）3 月 20 日に施行されました。これに伴い、施行前に「一般用電気工作物」と呼んでいたものは、「一般用電気工作物等」となりました。

自家用電気工作物

電気事業法でいう自家用電気工作物とは、事業用電気工作物のうち、電気事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物とされています。

電気工事業法及び電気工事士法でいう自家用電気工作物とは、このうち、一部（小規模事業用電気工作物、発電所、変電所、最大電力 500kW 以上の需要設備）を除く電気工作物、換言すれば、最大電力 500kW 未満の需要設備の電気工作物を指します。以下、特に断りのない場合、この自家用電気工作物の範囲のことを指します。一般的には、中小ビルの設備などの電気工作物が該当します。

(参考)

図 1 に、電気工作物の区分と電気工事二法の規制対象の範囲を示します。

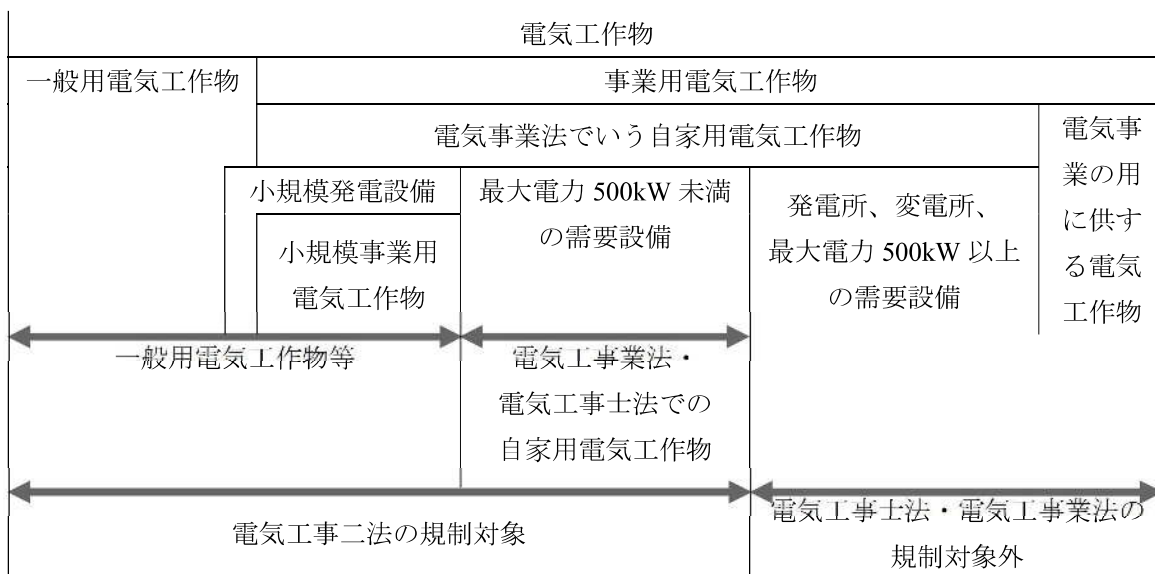


図 1 電気工作物の区分と電気工事二法の規制対象の範囲

電気工事

一般用電気工作物等又は自家用電気工作物を設置し、又は変更する工事（軽微な工事は除く。）をいいます。

また、家庭用電気機械器具の販売に付随して販売業者が行う工事（幹線に係る工事等は除く。）は電気工事から除かれますが、電気工事士がその作業に従事する必要があります。

一般用電気工事

一般用電気工作物等に係る電気工事のことをいいます。

自家用電気工事

自家用電気工作物に係る電気工事のことをいいます。

軽微な工事

電気工事には含まれない軽微な工事は、次のとおりです。

- ① 電圧 600V 以下で使用する差込み接続器、ねじ込み接続器、ソケット、ローゼットその他の接続器又は電圧 600V 以下で使用するナイフスイッチ、カットアウトスイッチ、スナップスイッチその他の開閉器にコード又はキャブタイヤケーブルを接続する工事
- ② 電圧 600V 以下で使用する電気機器（配線器具を除く。）又は電圧 600V 以下で使用する蓄電池の端子に電線（コード、キャブタイヤケーブル及びケーブルを含む。）をねじ止める工事
- ③ 電圧 600V 以下で使用する電力量計若しくは電流制限器又はヒューズを取り付け、又は取り外す工事
- ④ 電鈴、インターホーン、火災感知器、豆電球その他これらに類する施設に使用する小型変圧器（二次電圧が 36V 以下のものに限る。）の二次側の配線工事
- ⑤ 電線を支持する柱、腕木その他これらに類する工作物を設置し、又は変更する工事
- ⑥ 地中電線用の暗渠又は管を設置し、又は変更する工事

簡易電気工事

自家用電気工作物に係る電気工事のうち、電圧 600V 以下で使用する自家用電気工作物に係る電気工事（電線路に係るものを除く。）をいいます。

特殊電気工事

特殊電気工事は次の2種類があります。

種類	内容
ネオン工事	自家用電気工作物に係る電気工事のうち、ネオン用として設置される分電盤、主開閉器（電源側の電線との接続部分を除く。）、タイムスイッチ、点滅器、ネオン変圧器、ネオン管及びこれらの附属設備に係る電気工事
非常用予備発電装置工事	自家用電気工作物に係る電気工事のうち、非常用予備発電装置として設置される原動機、発電機、配電盤（他の需要設備との間の電線との接続部分を除く。）及びこれらの附属設備に係る電気工事

軽微な作業

電気工事のうち、電気工事士等の資格がなくても、作業に従事することができる作業のことです。しかし、軽微な作業は、電気工事ですので、他の者から依頼を受けて軽微な作業を施工する場合は、電気工事業者である必要があります。

軽微な作業は、自家用電気工事と一般用電気工事でそれぞれ次のように定義されています。

(1) 自家用電気工事の軽微な作業

自家用電気工事のうち、次の①から⑩までの作業以外の作業及び第一種電気工事士が従事する①から⑩までの作業を補助する作業

- ① 電線相互を接続する作業（電気さくの電線を接続するものを除く。）
- ② がいしに電線（電気さくの電線及びそれに接続する電線を除く。③、④及び⑧において同じ。）を取り付け、又はこれを取り外す作業
- ③ 電線を直接造営材その他の物件（がいしを除く。）に取り付け、又はこれを取り外す作業
- ④ 電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物に電線を収める作業
- ⑤ 配線器具を造営材その他の物件に取り付け、若しくはこれを取り外し、又はこれに電線を接続する作業（露出型点滅器又は露出型コンセントを取り換える作業を除く。）
- ⑥ 電線管を曲げ、若しくはねじ切りし、又は電線管相互若しくは電線管とボックスその他の附属品とを接続する作業
- ⑦ 金属製のボックスを造営材その他の物件に取り付け、又はこれを取り外す作業
- ⑧ 電線、電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物が造営材を貫通する部分に金属製の防護装置を取り付け、又はこれを取り外す作業
- ⑨ 金属製の電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物又はこれらの附属品を、建造物のメタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの部分に取り付け、又はこれらを取り外す作業
- ⑩ 配電盤を造営材に取り付け、又はこれを取り外す作業

- ⑪ 接地線（電気さくを使用するためのものを除く。以下この条において同じ。）を自家用電気工作物（自家用電気工作物のうち最大電力 500kW 未満の需要設備において設置される電気機器であって電圧 600V 以下で使用するものを除く。）に取り付け、若しくはこれを取り外し、接地線相互若しくは接地線と接地極（電気さくを使用するためのものを除く。以下同じ。）とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業
- ⑫ 電圧 600V を超えて使用する電気機器（電気さく用電源装置を除く。）に電線を接続する作業

(2) 一般用電気工事の軽微な作業

一般用電気工事のうち、次の（ア）、（イ）の作業以外の作業及び電気工事士が従事する（ア）、（イ）の作業を補助する作業

（ア）自家用電気工事の軽微な作業の①から⑩まで及び⑫の作業

（イ）接地線を一般用電気工作物等（電圧 600V 以下で使用する電気機器を除く。）に取り付け、若しくはこれを取り外し、接地線相互若しくは接地線と接地極とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業

電気工事士

電気工事士とは、第一種電気工事士及び第二種電気工事士のことをいいます。

第一種電気工事士

第一種電気工事士の免状の交付を受けている者を第一種電気工事士といいます。第一種電気工事士は、一般用電気工事及び自家用電気工事（特殊電気工事を除く。）の作業に従事することができます。第一種電気工事士であっても、特殊電気工事の作業には、特殊電気工事資格者認定証の交付を受けている者でないと従事できません。

第二種電気工事士

第二種電気工事士の免状の交付を受けている者を第一種電気工事士といいます。第二種電気工事士は、一般用電気工事の作業にのみ従事することができます。

なお、第二種電気工事士の免状では、電圧 600V 以下の低圧部分であっても自家用電気工事には従事することはできません。ただし、認定電気工事従事者認定証の交付を受けている者は、自家用電気工事のうち、簡易電気工事のみに従事することができます。

旧電気工事士の免状については、第一種電気工事士免状への切り替えの手続きをしていない場合、現行法における第二種電気工事士の免状とみなされます。

特殊電気工事従事者

ネオン工事又は非常用予備発電装置工事の特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者をいいます。特殊電気工事従事者は、交付を受けている特殊電気工事について従事することができます。特殊電気工事資格者は、ある特殊かつ限定的な分野のみに従事できる特例的資格であるので、自家用電気工事及び一般用電気工事に一般的に従事できるわけではありません。

認定電気工事従事者

認定電気工事従事者認定証の交付を受けている者をいいます。自家用電気工事のうち簡易電気工事の作業にのみ従事することができます。

主任電気工事士

主任電気工事士は、資格ではありません。一般用電気工事の業務を行う営業所ごとに、一般用電気工作物等に係る電気工事の作業を管理させるため、第一種電気工事士、又は第二種電気工事士免状の交付を受けた後、経済産業省又は都道府県に登録又は届出されている電気工事業者の下で、電気工事に関し3年以上の実務の経験を有する第二種電気工事士を、主任電気工事士として置かなければなりません。

電気工事業

有償・無償に関係なく電気工事の全部又は一部の施工を反復・継続して行う事業をいいます。

電気工事業者

電気工事を行う事業者のことであり、登録電気工事業者、通知電気工事業者、みなし登録電気工事業者及びみなし通知電気工事業者をいいます。

登録電気工事業者

電気工事業法第3条第1項の登録又は同条第3項の更新の登録を受けて一般用電気工作物等のみ又は一般用電気工作物等及び自家用電気工作物に係る電気工事業を営む者をいいます。

みなし登録電気工事業者

建設業法第2条第3項に規定する建設業者（以下、「建設業者」という。業種は問わない。）であって、電気工事業法第34条第4項の規定により経済産業大臣（産業保安監督部長）又は都道府県知事に事業開始の届出を行って一般用電気工作物等のみ又は一般用電気工作物等及び自家用電気工作物に係る電気工事業を営む者をいいます。

なお、建設業法第3条第1項の許可を受けただけでは電気工事業を営むことはできませんので、建設業者が電気工事業を開始したときは、電気工事業の開始の届出を行う必要があります。

通知電気工事業者

電気工事業法第17条の2第1項の規定による通知をした自家用電気工作物のみに係る電気工事業を営む者をいいます。

みなし通知電気工事業者

建設業者であって、電気工事業法第34条第5項の規定により経済産業大臣（産業保安監督部長）又は都道府県知事に事業開始の通知を行って、自家用電気工作物のみに係る電気工事業を営む者をいいます。

「電気工事士法」における遵守事項

電気工事に従事することができる者（第3条）

電気工事士等の従事可能な電気工事の範囲は、図2とおおりです。図2に示す電気工作物の電気工事について、軽微な作業を除き、電気工事士等以外の者が電気工事の作業に従事することは禁止されています。

一般用電気工事	自家用電気工事		
	簡易電気工事	特殊電気工事	
第一種電気工事士			
第二種電気工事士		認定電気工事 従事者	特殊電気工事 資格者

図2 電気工事士等の従事可能な電気工事の範囲

注：軽微な工事（P.3）は、電気工事ではない。

軽微な作業（P.4,5）は、電気工事ではあるが、電気工事士等の資格は必要ない。

違反した場合

電気工事の作業の従事に必要な電気工事士、又は特殊電気工事資格者の規程（図2参照）に違反した者は、3カ月以下の懲役または3万円以下の罰金に処されます。（第14条）

なお、営業主が被用者と共謀のうえ被用者に違反行為を実行させた場合は、営業主も共謀共同正犯として処罰されるほか、当該違反行為を教唆し、又はほう助した場合もそれぞれ教唆犯、ほう助犯として処罰されることとなります。

電気工事士等の義務（第5条）

電気工事士、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者が電気工事の作業に従事するとき、次の3項目を守らなければなりません。

- ① 「電気設備に関する技術基準を定める省令」で定める技術基準に適合するようにその作業すること
- ② 電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証を携帯していること
- ③ 氏名を変更したときは、免状を交付した都道府県知事に申請し、免状を書き換えること

第一種電気工事士の定期講習の義務（第4条の3）

第一種電気工事士は免状の交付を受けた日から5年以内に、自家用電気工作物の保安にかかる講習（定期講習）を受講することが義務づけられています。この講習を受講した日以降も、5年以内ごとに定期講習を受講する必要があります。

なお、平成25年度からは、経済産業大臣の指定を受けた講習機関が行う講習をご自分で選択して受講する制度となりました。本手引き P.42 に、定期講習実施団体の一覧を掲載しております。電気工事業の登録や更新登録、主任電気工事士の変更等の際、第一種電気工事士免状をお持ちの主任電気工事士の方の場合等、この講習を受講した履歴の確認をいたします。

違反した場合

受講せず、悪質と認められる場合には、第一種電気工事士免状の返納を命ぜられることがあります。（第4条）

「電気工事業法」における遵守事項

電気工事業の登録（第 3、34 条）

電気工事業を営もうとする者は、営業所の所在地を、その場所に応じ都道府県知事又は経済産業大臣の登録を受ける必要があります。東京都内のみに営業所を設置する者は、東京都が申請先になります。東京都及び他の道府県に営業所を設置する者は、経済産業省の管轄になります。

ここでいう営業所とは、電気工事の施工の管理を行う店舗のことを言います。したがって、本店、支店、営業所、出張所等の名称いかんにかかわらず、実態として、その管理の業務を行っていれば、営業所に該当します。また、電気工事の契約の締結、経営管理等のみを行い、具体的な電気工事の施工に関する管理をすべて下部組織等に行わせているような本店等では、営業所に該当しません。

なお、電気工事の請負契約は、電気工事業者以外でもできます。しかしながら、その電気工事を施工しうるものは、電気工事業者のみです。電気工事を下請けに出す場合、その電気工事の施工は、電気工事業者が行う必要があります。電気工事を請負に出す場合は、その電気工事を施工するものが、登録電気工事業者、みなし登録電気工事業者であるかの確認等、注意が必要です。

登録の方法は、建設業者でない場合と建設業者の場合とで異なります。

建設業者でない場合は、登録電気工事業者の登録が必要です。

建設業者（業種は問わない。）の場合は、みなし登録電気工事業者の登録が必要です。

注意事項

- 登録電気工事業者とみなし登録電気工事業者とを重複して登録することはできません。
- 登録電気工事業者が、建設業者となった時は、登録の効力を失いますので、登録電気工事業者の廃止の届出と、建設業者としての電気工事業の開始の届出が必要です。
- 建設業者が、建設業の許可を廃止した後も電気工事業を営もうとする場合は、みなし登録電気工事業者の廃止の届出と、登録電気工事業者の登録の申請が必要です。

違反した場合

- 登録を受けないで電気工事を営んだものは、1年以下の懲役もしくは10万円以下の罰金に処され、又はこれを併科されます。（第36条）
- 届出をせず電気工事業を開始した建設業者は2万円以下の罰金に処されます。（第40条）

(1) 建設業者でない場合の登録・更新登録の申請（第4条）

建設業者でない場合は、登録電気工事業者の登録が必要です。登録の有効期間は5年間です。有効期間の満了後引き続き電気工事業を営もうとする場合は、登録の有効期間の満了の日までに更新登録が必要です。

登録の申請書類及び添付書類が東京都環境局環境保安課火薬電気担当（以下、「火薬電気担当」という。）に到着し、書類の内容に不備がなく、なおかつ手数料の納付期限内に手数料が納付されたことを確認できた申請は、登録電気工事業者として登録電気工事業者登録簿に登録されます。登録電気工事業者には「登録電気工事業者登録証」を交付します。

なお、同じ者であっても5年の更新登録の度に登録番号は変わります。

また、登録の有効期間の満了の日までに更新登録がされなかった場合は、登録が抹消されます。登録の抹消後に電気工事業を営もうとするときは、改めて、登録の申請が必要です。

注意事項

- 東京都では、おおむね半月度に締切日を設け、締切日毎に登録証の交付・発送日を定めています。詳細は、東京都環境局のホームページ「登録証等の交付日について」をご覧ください。

(<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/safety/electric/electric>)

(2) 建設業者の場合の届出（第34条）

建設業者の場合は、みなし登録電気工事業者の登録が必要です。建設業の許可日以降、法令遵守事項（主任電気工事士等）を満足した日から電気工事業を営むことができます。電気工事業を開始した年月日は、建設業の許可年月日以降、電気工事業を開始した日です。

開始の届出をしない場合、罰則の規定がありますので、必ず開始後に遅滞なく届け出てください。

電気工事業開始届出書の届出書類及び添付書類等が火薬電気担当に到着し、かつ書類の内容に不備がなかった届出は、みなし登録電気工事業者としてみなし登録電気工事業者登録簿に登録されます。みなし登録電気工事業者には「登録電気工事業者届出受理通知書」を交付します。

お願い

- 電気工事業を開始した日から起算して30日以内に届出をお願いします。

注意事項

- 登録電気工事業者届出受理通知書は再発行ができませんので大切に保管してください。
- 東京都では、おおむね半月度に締切日を設け、締切日毎に登録証の交付・発送日を定めています。詳細は、東京都環境局のホームページ「登録証等の交付日について」をご覧ください。
(<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/safety/electric/electric.html>)
- 標識に記載すべき届出番号及び届出の年月日（火薬電気担当が届出書を受理した日）は、登録電気工事業者届出受理通知書によりお知らせします。
- みなし登録電気工事業者における主任電気工事士に必要な実務経験の有効な期間は、届出の年月日以降になります。（建設業の許可年月日から届出の年月日までの間は含まれません。）
- 登録電気工事業者が、建設業者となった時は、電気工事業の開始の届出に加えて、登録電気工事業者の廃止の届出が必要です。（廃止した年月日は、建設業の許可年月日）

登録電気工事業者登録証の再交付等（第12条）

(1) 登録電気工事業者（建設業者でない場合）

登録電気工事業者登録証を汚し、損じ又は失ったときは、再交付を受けることができます。再交付に必要な書類等は、次のとおりです。

- <申請書類> 登録証再交付申請書
登録証をお持ちの場合、登録証
- <添付書類> 従前の登録電気工事業者登録証の原本（原本をお持ちの場合）
- <手数料> 2,200円

登録電気工事業者登録証を失ってその再交付を受けた後に、失った登録電気工事業者登録証を発見したときは、遅滞なく、発見した登録電気工事業者登録証を返納しなければいけません。

(2) みなし登録電気工事業者（建設業者の場合）

登録電気工事業者届出受理通知書は再発行ができませんが、登録電気工事業者届出済証明書の交付は可能です。

- <必要書類> 電気工事業者届出済証明願
- <手数料> 証明書1通につき400円

変更の届出（第 10、34 条）

登録事項・届出事項に変更があったときは、変更の届出が必要です。

届出の方法は、建設業者でない場合と建設業者の場合で届出の方法が異なります。

違反した場合

変更の届出をせず、又は虚偽の変更の届出をした者は 2 万円以下の罰金に処されます。

（第 40 条）

(1) 建設業者でない場合の登録事項の変更（第 10 条）

次の事項に変更があったときは、変更の日から 30 日以内に変更内容等に応じて変更の届出が必要です。

- ① 申請者の所在地
- ② 氏名、名称、法人の組織
- ③ 法人の代表者又は役員
- ④ 営業所の名称、所在地、追加又は廃止
- ⑤ 主任電気工事士等
- ⑥ 主任電気工事士等の免状の種類
- ⑦ 電気工事の種類
- ⑧ 承継（譲渡・相続・合併・分割）

(2) 建設業者の場合の届出事項の変更（第 34 条）

次の事項に変更があったときは、遅滞なく変更内容等に応じて変更の届出が必要です。

特に、建設業の許可を更新された際にも、変更の届出が必要です。

- ① 建設業許可の更新（5 年毎）、建設業許可年月日、許可番号
- ② 申請者の所在地（登記上）
- ③ 氏名、名称、法人の組織
- ④ 法人の代表者
- ⑤ 営業所の名称、所在地、追加又は廃止
- ⑥ 主任電気工事士等
- ⑦ 主任電気工事士等の免状の種類
- ⑧ 電気工事の種類

なお、変更の届出に際して、届出番号の変更や登録電気工事業者届出受理通知書の交付はありません。届出書の正本に加え、副本及び返信用封筒（切手貼付）を添付いただければ、受付後、受付印を押印した副本を返送いたします。

お願い

- 電気工事業を開始した日から起算して30日以内に届出をお願いします。

廃止の届出（第 11、34 条）

電気工事業を廃止したときは、廃止の届出が必要です。

違反した場合

廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は 1 万円以下の過料に処されます。（第 42 条）

電気工事業者にかかる主な業務規制と義務

(1) 主任電気工事士の設置 (第 19 条)

登録電気工事業者及びみなし登録電気工事業者は、一般用電気工作物等に係る電気工事の業務を行う営業所ごとに、一般用電気工作物等に係る電気工事の作業を管理させるため、第一種電気工事士、又は第二種電気工事士免状の交付を受けた後、経済産業省又は都道府県に登録又は届出されている電気工事業者の下で、電気工事に関し3年以上の実務の経験を有する第二種電気工事士を、主任電気工事士として置く必要があります。

第二種電気工事士免状の交付を受けている者が、東京都内において主任電気工事士となる場合、主任電気工事士等実務経験証明書等により電気工事に従事していた職歴が証明されたと火災電気担当が確認できた場合のみです。

主任電気工事士等実務経験証明書に係る注意事項

- 証明者は、被証明者の雇用主又は雇用主であった経済産業省又は都道府県に登録又は届出されている電気工事業者になります。
- 証明書には、証明者が法人の場合；代表者印（法務局登録印、通常は丸印）、個人の場合；認め印が必要です。
- 実務経験として認められる期間は、①免状交付日以降の期間、②証明者が登録・届出されている期間、③証明された電気工事に従事した期間の、①～③全て重複する期間のみです。
- 建設業者の実務経験の有効期間は、建設業の許可年月日からではなく、電気工事業法第34条第4項の届出の年月日以降です。
- 登録電気工事業者が建設業者となった場合、建設業の許可年月日から電気工事業法第34条第4項の届出の年月日までの間が、実務経験の加算対象にならない空白の期間になります。

また、主任電気工事士が退職等により欠けるに至った場合、主任電気工事士が欠けた日から2週間以内に新たな主任電気工事士を選任し、その選任の日（この日を変更のあった日とする。）から30日以内に主任電気工事士の変更の届出をする必要があります。

さらに、主任電気工事士は一般用電気工作物等に係る電気工事の業務を行う営業所ごとに置く必要があります、兼務は認められていません。

違反した場合

主任電気工事士を選任しなかった者は、3万円以下の罰金に処されます。（第39条）

(2) 主任電気工事士の職務等 (第 20 条)

主任電気工事士は、電気工事による危険及び障害が発生しないように一般用電気工事の作業の管理の職務を誠実に行わなければいけません。具体的には、次のとおりです。

- ① 配線図の作成及び変更、これに関与しない場合はそのチェックをすること
- ② 一般用電気工事が電気工事業法及び電気関係法規に違反しないように管理すること
 - (ア) 電気工事士でないものが電気工事の作業に従事しないことの監視
 - (イ) 表示のない電気用品の使用の監視
 - (ウ) 危険等防止命令を受けた場合のその遵守義務
 - (エ) 電気設備の技術基準の適合性等電気関係法規の遵守
- ③ 立入検査を受ける場合の立会い
- ④ 一般用電気工事の検査結果の確認
- ⑤ 帳簿の記載上の管理監督
- ⑥ その他一般用電気工事に関する一般的な管理監督

また、電気工事の作業に従事する者は、主任電気工事士の指示に従わなければいけません。

(3) 電気工事士等でない者を電気工事の作業に従事させることの禁止 (第 21 条)

電気工事業者は、電気工事士等でない者を電気工事の作業に従事させてはいけません。

- ① 第一種電気工事士でない者を自家用電気工作物に係る電気工事の作業に従事させてはいけません。
- ② 第一種電気工事士又は第二種電気工事士でない者を一般用電気工作物等に係る電気工事の作業に従事させてはいけません。
- ③ 当該特殊電気工事に係る特殊電気工事資格者認定証の交付を受けている者でない者を特殊電気工事の作業に従事させてはいけません。
- ④ 認定電気工事従事者認定証の交付を受けている者を簡易電気工事の作業に従事させることができます。

違反した場合

- ・ 第 21 条の規定に違反したとき、登録を取り消し、又は 6 か月以内に期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止が命じられることがあります。(第 28 条)
- ・ 第 21 条の規定に違反して電気工事を請け負わせた者は、3 カ月以下の懲役若しくは 3 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科されます。(第 37 条)

(4) 電気工事を請け負わせることの制限（第 22 条）

電気工事業者は、請け負った電気工事を当該電気工事に係る電気工事業を営む電気工事業者でない者に請け負わせてはいけません。

電気工事業者が、電気工事業を下請けに出す場合、必ず当該電気工事に係る電気工事業を営む電気工事業者に下請けさせる必要があります。

違反した場合

第 22 条の規定に違反して電気工事を請け負わせた者は、3 カ月以下の懲役若しくは 3 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科されます。（第 37 条）

(5) 電気用品の使用の制限（第 23 条）

電気工事業者は、電気用品安全法に基づく表示（PSE マーク）が付されている電気用品でなければ、これを電気工事に使用してはいけません。

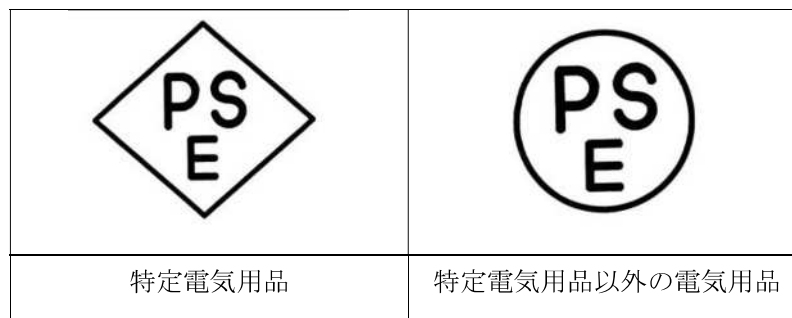


図 3 電気用品安全法に基づく表示（PSE マーク）の例

違反した場合

- ・ 所定の表示のない電気用品を使用した者は、10 万円以下の罰金に処せられます。（第 38 条）
- ・ 電気用品安全法第 28 条第 1 項違反（1 年以下の懲役もしくは 100 万円以下の罰金に処せられる。）との両罰規定の適用を受ける場合があります。

(6) 器具の備付け (第 24 条)

電気工事業者は、その営業所ごとに、次の器具を備え付けなければいけません。

一般用電気工事のみの業務を行う 営業所	①絶縁抵抗計 ②接地抵抗計 ③抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計
自家用電気工事の業務を行う営業所	①絶縁抵抗計 ②接地抵抗計 ③抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計 ④低圧検電器 ⑤高圧検電器 ⑥継電器試験装置 ⑦絶縁耐力試験装置 (⑥と⑦は、必要なときに使用し得る措置が講じられているものを含む。)

違反した場合

器具を備えなかった者は、3万円以下の罰金に処せられます。(第 39 条)

(7) 標識の掲示 (第 25 条)

電気工事業者は、営業所及び電気工事の施工場所（1 日で電気工事が完了する場合を除く。）の見やすい場所に次の例にならった標識を掲示しなければいけません。

[登録電気工事業者の標識の例]

35 cm	登録電気工事業者登録票	
	登録番号	東京都知事登録第 0000000 号
	登録の年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	氏名又は名称	株式会社〇〇電気
	代表者の氏名	東京 太郎
	営業所の名称	株式会社〇〇電気 東京支店
	電気工事の種類	一般用電気工作物等・自家用電気工作物
	主任電気工事士等の氏	東京 次郎
← 40cm 以上 →		

[みなし登録電気工事業者の標識の例]

35 cm	登録電気工事業者届出済票	
	届出先	東京都知事届出第 0000000 号
	届出の年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	氏名又は名称	株式会社〇〇電気
	代表者の氏名	東京 太郎
	営業所の名称	株式会社〇〇電気 東京支店
	電気工事の種類	一般用電気工作物等・自家用電気工作物
	主任電気工事士等の氏	東京 次郎
← 40cm 以上 →		

違反した場合

標識を掲げない者は、1 万円以下の過料に処せられます。（第 42 条）

お願い

- 更新登録をした場合は、新しい登録番号・登録の年月日に書き直してください。
- 標識の記載事項に変更があった時は、変更内容の書き直してください。

(8) 帳簿の備付け、記載及び保存（第 26 条）

電気工事業者は、営業所ごとに帳簿を備え、電気工事ごとに次に掲げる事項を記載しなければいけません。この帳簿は、記載の日から 5 年間保存しておかなければいけません。

- ① 注文者の氏名又は名称及び住所
- ② 電気工事の種類及び施工場所
- ③ 施工年月日
- ④ 主任電気工事士等及び作業者の氏名
- ⑤ 配線図
- ⑥ 検査結果

違反した場合

所定の事項を記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿の保存をしなかった者は、1 万円以下の過料に処せられます。（第 42 条）

自家用電気工事のみに係る電気工事業を営む場合

自家用電気工事のみに係る電気工事業を営もうとする者は、営業所の所在地の場所に応じ都道府県知事又は経済産業大臣に、自家用電気工事のみに係る電気工事業の開始の通知をする必要があります。東京都内のみに営業所を設置する者は、東京都に申請してください。東京都及び他の道府県に営業所を設置する者は、経済産業省に申請してください。

注意事項

- **第二種電気工事士免状しかお持ちでない方は、自家用電気工事はできません。**
- 一般用電気工事に係る電気工事業を営む場合は、登録電気工事業者又はみなし登録電気工事業者の登録をしてください。
- 通知をされた際などに、自家用電気工事を行うことができるのか、一般用電気工事を行うことはないのか、等を確認させていただく場合があります。

自家用電気工事のみに係る電気工事業の開始の通知の方法は、建設業者でない場合と建設業者の場合とで異なります。

建設業者でない場合（通知電気工事業者）は、事業を開始しようとする日の 10 日前までに、電気工事業開始通知書による通知が必要です。

建設業者の場合（みなし通知電気工事業者）は、電気工事業を開始したときは、遅滞なく通知をする必要があります。

また、通知に係る事項に変更があった場合や電気工事業を廃止した場合は、登録電気工事業者又はみなし登録電気工事業者の規程を準用して、通知する必要があります。

違反した場合
(開始・変更) 通知をせず、又は虚偽の通知をした者は 2 万円以下の罰金に処されます。(第 40 条)
(廃止) 通知をせず、又は虚偽の通知をした者は、1 万円以下の過料に処せられます。(第 42 条)

自家用電気工事のみに係る電気工事業を営む場合であっても、電気工事業者になりますので、前述の「電気工事業者にかかる主な業務規制と義務」がかかります。

第2章 連絡先等

電気工事業関係の相談・問合せ先

営業所が複数の都道府県にまたがる電気工事業の申請などの問合せ

経済産業省商務情報政策局
商務流通保安グループ電力安全課

〒100-8986 Tel 03(3501)1742
東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

経済産業省
関東東北産業保安監督部電力安全課

〒330-9715 Tel 048(600)0387
埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
さいたま新都心合同庁舎第1号館

電気工事士免状の交付申請などの問合せ

(委託先)
東京都電気工事工業組合 本部事務局
(電気工事士免状関係)

〒104-0045 Tel 03(6374)8211
東京都中央区築地3-4-13
電気工事会館2階

*委託業者については年度末にHPでお知らせします。

近隣県の電気工事業の登録申請などの問合せ

埼玉県危機管理防災部化学保安課

〒330-9301 Tel 048(830)8435
埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

千葉県防災危機管理部産業保安課

〒260-8667 Tel 043(223)2722
千葉県千葉市中央区市場町1-1

神奈川県くらし安全防災局防災部
消防保安課

〒231-8588 Tel 045(210)3475
神奈川県横浜市中区日本大通1

建設業許可申請などの問合せ

東京都都市整備局市街地建築部建設業課

〒163-8001 Tel 03(5388)3353~5
東京都新宿区西新宿2-8-1
都庁第二本庁舎3階南側

電気工事士試験などの問合せ

一般財団法人電気技術者試験センター

〒104-8584 Tel 03(3552)7691
東京都中央区八丁堀2-9-1
RBM東八重洲ビル8階

電気工事業に関する教育・情報・資料などの問合せ

東京都電気工事工業組合

〒104-0045 TEL03(3542)7301(代)
東京都中央区築地3-4-13

第一種電気工事士の定期講習などの問合せ

最新の定期講習実施団体は、経済産業省のホームページ「第1種電気工事士の講習実施機関一覧」をご覧ください。

(https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/koji_koshu.html)

一般財団法人電気工事技術講習センター

〒105-0004 TEL03(3435)0897
東京都港区新橋4-7-2
6 東洋海事ビル4階

株式会社日建学院

第一種電気工事士定期講習本部事務局

〒171-0014 TEL03(3988)1175
東京都豊島区池袋2-38-2

株式会社総合資格学院法定講習センター

電気講習係

〒160-0023 TEL03(3340)3081
東京都新宿区西新宿1-26-2

株式会社テストイベント企画

〒104-0061 TEL03(6263)8454
東京都中央区銀座6-4-8-904

これだけは知っておきたい

電気工事業を営む皆さんの手引き（令和6年10月改訂版）

編集・発行 東京都環境局環境改善部環境保安課火薬電気担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

TEL03(5388)3553（ダイヤルイン）